

令和3年度 キッズアートプロジェクトしずおか事業
本物に出会う鑑賞教育支援事業

アートカード普及事業 バス代補助募集案内



提出期限 事業が始まる日から起算して15日以前の日まで（消印有効）

提出先およびお問い合わせ先

NPO法人キッズアートプロジェクトしずおか 事務局

〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-1 静岡新聞 放送会館別館2階

Tel 054-284-3278 Fax 054-284-3279

<http://kidsart-shizuoka.com>

* 補助金は、予算の範囲内において交付しますので、申請にあたり
ご留意願います。

キッズアートプロジェクトしずおか

本物に出会う鑑賞教育支援事業 アートカード普及事業バス代補助金交付要綱

第1 趣旨

キッズアートプロジェクトしずおかでは、小学校の鑑賞学習に役立てるよう、会員館のコレクションのうち、児童に親しみやすい作品を選定し、アートカード、学習指導例、活用ガイド等授業で活用できるキットを作成している。

地域の美術館・博物館等の展覧会の鑑賞普及を目指すため、アートカードを活用した鑑賞学習を実施し会員館の展覧会等を鑑賞する小学校に対し、予算の範囲内において、バス代等の補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「アートカード普及事業バス代補助金」とは、小学生の美術館・博物館等に対する理解及び関心を深めるために、バス、またはその他の交通機関等を利用して鑑賞教育を行うもので、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 小学校が当プロジェクトの会員館である美術館・博物館等が作成したアートカードを活用した鑑賞学習を実施し、会員館の開催する展覧会等を鑑賞すること

イ **県内小学校等が主催者**であること。

(2) この要綱において「県内小学校等」とは、県内の国・公・私立小学校並びに特別支援学校をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象

バスの借上げに要するもの（有料道路通行料、駐車料及びガイド料を除く）およびその他交通機関利用に要する経費（新幹線等の特急料金を除く）とする。

(2) 補助率（額）

ア (1)に掲げる経費の全額とし、その限度額は、次のとおりとする。

① バス、またはその他交通機関利用による場合 5万円

イ 補助額に十円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

(2) 提出期限

事業の始まる日から起算して15日以前の日まで（消印有効）

第5 交付の決定通知

理事長は、第4の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3号）を補助対象事業者に送付するものとする。

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項に該当する場合には、あらかじめ事務局の承認を受けなければならない。

ア 補助事業を中止しようとする場合

第7 変更の承認申請

提出書類 1部

変更承認申請書（様式第4号）

第8 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

実績報告書（様式第5号）

補助対象経費に係る請求書及び領収書の写し

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日

または、令和4年3月31日（木）のいずれか早い日

第9 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

- (2) 提出期限

実績報告書を提出した日から起算して15日を経過した日

または、令和4年3月31日（木）のいずれか早い日

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。